

# 令和4年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年3月25日（金） 14時00分～16時00分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	松尾哲
教育委員	吉田英則
教育委員	塩田絹代
教育委員	中村一也

## 1 欠席者の氏名

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗田一政
教育総務課長	苑田和良
学校教育課長	本村英治
文化財課長	岡野博明
世界遺産推進室長	松本慎二
教育総務課教育総務班長	井上実
生涯学習課社会教育班	菅雄二

## 1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第4号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第6号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第7号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第8号 南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について

議案第9号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市立学校教職員の人事評価の結果に係る苦情相談及び苦情処理実施要綱の制定について

議案第11号 南島原市立学校教職員苦情等審査会要領の制定について

議案第12号 南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について

議案第 13 号 学校医の変更について

議案第 14 号 学校薬剤師の変更について

議案第 15 号 南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 16 号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

議案第 17 号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

報告第 2 号 学校歯科医の変更について

報告第 3 号 損害賠償の額の決定について

## 第 6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

## 第 7 閉会

### 日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和4年第3回定例会」を開会いたします。

### 日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、吉田委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

### 日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

### 日程 第4 教育長報告

松本教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和4年2月25日から令和4年3月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

### 日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第4号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第4号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、提案理由といたしましては、前回の定例教育委員会で説明いたしました南島原市奨学資金貸付基金条例の一部改正により、同条例第5条以降が1条ずつ繰り下がることから、同条文を引用する施行規則について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条中「第5条第3号」を「第6条第3号」に改め、以下同様に、第3条の見出しと本文、第6条、第11条、第12条、第13条中の引用条文を1条繰り下げる改正を行うものでございます。

施行日は令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第4号」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第5号「南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第5号「南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、奨学資金償還補助金制度の拡充のため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項中の補助金の額は、償還対象期間に償還すべき奨学資金の償還額の「2分の1以内」を「3分の2以内」に改めるものでございます。

施行日は令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第5号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第6号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

議案第6号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和4年4月1日に予定する機構組織の改編及び分掌事務の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条表中の学校教育課の班名について、「学事班」及び「学校保健班」を統合して、「学事保健班」に改め、第3条別表中の学事班と学校保健班の事務分掌を学事保健班に統合し、学校教育班の分掌事務に

- ・教員免許状に関すること。
- ・ICT教育に関すること。
- ・会計年度任用職員等の任用に関すること。
- ・学校運営協議会に関すること。
- ・学校訪問指導に関すること。
- ・生徒指導に関すること。

を追加します。

併せて、その他字句等の整理を行うものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第6号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第7号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第7号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。ALTが対象となります。

提案理由といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

本改正規則の内容について示しております。主なものについてご説明いたします。特別休暇については、内容が分かる休暇の言い方に替えて説明しますことをご了承ください。改正内容は、主にカッコで示した号が加えられるものとなっております。

第15条「特別休暇」の1項中、内容改正のため号数を削り、言葉を改め、また号数を変更した上で、次の号を加えます。

11号 子ども看護休暇、8号 配偶者出産補助休暇、9号 育児参加のための休暇、5号 不妊治療に係る通院等のための休暇

次のページをご覧ください。

13号 短期介護休暇、14号 介護休暇、15号 介護時間、16号 妊産婦健診休暇、17号 妊婦休息休暇、18号 夏季休暇、19号 入国後の居住地の届け出時・査証申請等休暇、20号 感染症交通遮断休暇、21号 証人休暇  
22号 病気休暇、23号 公傷休暇、24号その他所属長が必要と認めた休暇

これまでは、職員の特別休暇が12号までとなっておりますが、24号まで

の改正となり、働きやすい勤務条件を整備するための改正となっております。

本規則は、令和4年4月1日施行としております。

4ページ以降は、新旧対照表となっております。8ページ以降は、本規則の全文を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長  
吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

これまでこのような規定が無かったことで、ALTとかで何か支障があるとか、何か例があったのでしょうか

学校教育課長

本市の場合はほとんどのALTが単身で参ります。そのため、今回の特別休暇に該当するような事例は、これまでにあっておりません。

松本教育長

他にございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第7号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第8号「南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第8号「南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

提案理由といたしましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、もって安心して生み育てられるまちづくりを推進することを目的に、南島原市内の小学校又は中学校に在学する学校給食を受ける児童生徒と生計を一にしている保護者に対し、南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金を交付するため、要綱を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

本要綱の全文について示しております。

第1条「趣旨」については、先ほどご説明したとおりです。

第2条「補助対象者」は、基準日（その年度の3月1日）時点で、本市に居住している者で、次の号に該当する者としております。

- (1) 南島原市立学校に在学している3人以上の児童又は生徒の学校給食費を納付した者
- (2) 学校給食費を滞納していない者
- (3) 就学援助の認定を受けていない者

第3条「補助金の額」は、3人目以降の学校給食費相当額としています。

2項では、国又は地方公共団体の負担において他の給付を受けた場合は、補助金の額から給付額を減ずるものとしています。（就学援助、就学奨励制度等）

第4条、第5条、第6条では、それぞれ申請書、実績報告書、交付請求書に添付すべき書類等を規定しております。

第7条（交付手続の委任）では、一連の手続きを南島原市学校給食センターの管理を受託した者（南島原市学校給食会）に委託できることを規定しております。

この告示は令和4年4月1日から施行することとしております。

次ページ以降は、第4条から6条関係の様式を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長  
吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

第2条に、学校給食の提供を受けない児童又は生徒を含むとありますが、これは、アレルギー等により学校給食を食べない子どもも、数に含むということでしょうか。

それから、(2)で学校給食費を滞納していない者とありますが、これは理由がどうであれ対象にならないのでしょうか、どこかで審議して認めるようなことはないのでしょうか。

学校教育課長

まず、1点目ですが、委員がおっしゃるように、アレルギー等により給食を食べない児童・生徒も、数に含みます。

2点目の滞納につきましては、理由が様々であることは承知しておりますが、どうしても経済的に苦しいということであれば、就学援助の制度がありますので、そちらの制度で給食費を援助することができますので、ご相談があれば、そちらを紹介していきたいと考えております。

このため、1件1件、状況に応じて審査することは、現段階では考えておりません。

松本教育長  
中村委員  
学校教育課長

他にございませんか。

県内での無償化の状況などが、分かれば参考までにお教え願います。

コロナの関係で、期間限定で無償化しているところが数市町あるようですが、それ以外で、現在、全ての児童生徒の給食費の全額無償化をしている市町は無いようです。

松本教育長

他にございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第8号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第9号「南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第9号「南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」

を説明させていただきます。EATが対象となります。

提案理由といたしましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

本改正規則の内容について示しております。主なものについてご説明いたします。特別休暇については、内容が分かる休暇の言い方に替えて説明しますことをご了承ください。改正内容は、主にカッコで示した号が加えられるものとなっております。

第15条「特別休暇」の1項中、内容改正のため号を削り、言葉を改め、また号数を変更した上で、次の号を加えます。

20号 感染症交通遮断休暇、21号 証人休暇、22号 病気休暇、23号 公傷休暇、

同じく、13号 短期介護休暇、14号 介護休暇、15号 介護時間  
説明は2ページとなります。

16号 妊産婦健診休暇、17号 妊婦休息休暇

同じく、11号 子ども看護休暇、8号 配偶者出産補助休暇  
説明は3ページとなります。

9号 育児参加のための休暇

次に、第15条第1項中、号数の変更した上で、次の1号を加えます。

5号 不妊治療に係る通院等のための休暇（R4.1.1 施行）

これまでは、職員の特別休暇が13号までとなっておりますが、24号までの改正となり、働きやすい勤務条件を整備するための改正となっております。

本規則は、令和4年4月1日施行としております。

4ページ以降は、新旧対照表となっております。8ページ以降は、本規則の全文を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第9号」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」については、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第10号「南島原市立学校教職員の人事評価の結果に係る苦情相談及び苦情処理実施要綱の制定について」と、

議案第11号「南島原市立学校教職員苦情等審査会要領の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第10号「南島原市立学校教職員の人事評価の結果に係る苦情相談及び



苦情処理実施要綱の制定について」を説明させていただきます。

提案理由といたしましては、長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則第15条に規定する苦情等の申し出について必要な要項の定め、南島原市立学校教職員の人事評価の結果に係る苦情及び不満に適切に対応するため、要綱を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

本要綱の前文について示しております。

第1条「趣旨」につきましては、先ほどご説明した通りです。

第2条「相談員の配置」を規定しております。相談員は2項において、教育委員会学校教育課の職員としております。

第3条「相談員の業務」では、相談員の業務について規定しております。

第4条「苦情相談」では、苦情の申出と申し出ることができる期間について規定しております。

第5条「苦情処理窓口の設置」では、苦情相談で解決できなかった事案に対応するための窓口の設置について規定しております。

第6条「審査会の設置」では、苦情相談で解決できなかった事案について審査するための「審査会」を置くことを規定しております。

(審査会の構成員につきましては、同要領によって定めます。)

第7条「苦情処理の申立て」では、職員が苦情を申立てる際の手続き等を規定しております。

第8条「申立ての処理」では、審査会の調査及び結果の通知について規定しております。

第9条「記録の作成」、第10条「不利益取扱いの禁止」、第11条「秘密漏えいの禁止」では、その内容を規定しております。

この訓令は、令和4年4月1日から施行することとしています。

4ページは、5条関係の様式を示しております。

議案第10号の説明は以上です。

次に、議案第11号「南島原市立学校教職員苦情等審査会要領の制定について」を説明させていただきます。

提案理由といたしましては、先ほどご説明しました南島原市立学校教職員の人事評価の結果に係る苦情相談及び苦情処理実施要綱第6条第1項に定める南島原市立学校教職員苦情等審査会に関し必要な事項を定めるため、要領を制定するものであります。

次のページをご覧ください。

本要領の全文について示しております。

第1条「趣旨」につきましては、先ほどご説明した通りです。

第2条「審査」では、審査内容を規定しております。要綱第4条の苦情相談において解決できなかった事項及び教育長が必要と認めた事項です。

第3条「組織」では、委員について規定しています。教育次長、教育総務課長、学校教育課長としており、委員長は教育次長をもって充てます。また、調査のための調査員を置きます。

第4条「事案の調査等」では、調査員の調査について規定しております。

第5条「事案の審査等」では、審査会の審査等の内容について規定しております。

この訓令は、令和4年4月1日から施行することとしています。

3ページは、第5条関係の様式を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

今までは、校長先生だけが評価の対象で、フィードバックも校長だけだったと思いますが、全教員の評価をすることになったのですか。

学校教育課長

これまでも、全ての教職員に対して評価を行っておりましたが、フィードバックは、校長だけでした。これからは、フィードバックは全教職員へも行うようになります。給与への反映も令和4年から試行期間を設け、令和6年度から反映する予定になっております。

塩田委員

第4条で、苦情の申し出期間を7日間としてありますが、7日間と定められた根拠があれば、お教えてください。

学校教育課長

長崎県が示した例により、7日間としております。

松本教育長

他にございませんか。

吉田委員

審査会の委員に第3者を入れることは考えなかったのですか。

学校教育課長

客観性を考えるとそのようなパターンも考えられるかと思いますが、審査の迅速性を重視してこのメンバー構成にしております。

また、県の審査会にも外部委員は入れずに構成されております。

教育次長

吉田委員さんがおっしゃるように、本来であれば外部委員を入れることで客観性が担保できるのではないかと考えましたが、今回の場合は県から要領の雛形が示されており、そちらを参考にさせていただいたところでございます。とりあえずはこれで開始をさせていただいて、また不都合があるようでしたら、県や他市の状況なども参考にしながら、外部の委員を入れるような検討をさせていただけたらと考えております。

人事評価というと、どうしても給与への反映がクローズアップされますが、本来の目的は、管理職が個々の職員の勤務状況や能力などを細かく把握し、面談をする中で、職場の活性化を促していくものと捉えております。

松本教育長

他にございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第10号」及び「議案第11号」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

<異議なしの声>

松本教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第10号」及び「議案第11号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長 次に、議案第12号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第12号「南島原市教育委員会会計年度任用職員職務規程の一部を改正する訓令について」を説明させていただきます。

提案理由といたしましては、特別支援教育助手及びことばの教室指導員の勤務時間の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

このことについては、各会計年度任用職員の勤務の実態に合った勤務時間の変更及び改正年金法（年金制度機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律）により勤務時間の見直しの必要があったことから、改正するものであります。

次のページをご覧ください。

本訓令の改正の概要を示しております。

新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

別表のうち、

3 特別支援教育助手の勤務時間ですが、これまでの「5時間45分以内」を「4時間45分以内」と改めております。

同表 6 ことばの教室指導員の勤務時間を

「5時間45分以内」を「6時間30分以内」に

「午前8時30分から午後3時30分まで」を「午前8時30分から午後4時まで」に改めております。

この訓令は、令和4年4月1日から施行することとしています。

4ページ以降は、本訓令の全文をお示ししております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第12号」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長 次の、議案第13号「学校医の変更について」と、議案第14号「学校薬剤師の変更について」も、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 議案第13号「学校医の変更について」を説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案するものであります。

次ページの「令和4年度南島原市小学校・中学校 学校医名簿」をご覧ください。

学校医の変更ですが、令和4年度の学校医の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、

飯野小学校 奥村幸司 先生

南有馬小学校 太田大作 先生

南有馬中学校 中村研二 先生

としております。

変更の理由について特段、ご報告する内容はございません。

説明は以上です。

次に、議案第14号「学校薬剤師の変更について」を説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を変更したいので提案するものです。

次ページの「令和4年度南島原市小学校・中学校 学校薬剤師名簿」をご覧ください。

学校薬剤師の変更ですが、令和4年度の委嘱にあたっては、島原薬剤師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、

布津小学校 山本照子 先生

飯野小学校 瀧間 司 先生

布津中学校 山本照子 先生

南有馬小学校 馬場清志 先生

南有馬中学校 馬場清志 先生

としております。

変更の理由について特段、ご報告する内容はございません。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第13号」及び「議案第14号」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」及び「議案第14号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次の、議案第15号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」と、議

案第16号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」も、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第15号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」をご説明いたします。

提案理由は、南島原市文化財保護条例第17条第1項及び南島原市文化財保護審議会規則第3条の規定に基づき、南島原市文化財保護審議会委員を委嘱したいので提案するものです。

任期は、2年で、別紙名簿のとおり各委員は、全員留任していただき、委員に変更はございません。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

提案理由は、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条の規定に基づき、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員を委嘱したいので提案するものです。

任期は、1年で、別紙名簿のとおり各委員は、全員留任していただき、委員に変更はございません。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

文化財保護審議会委員ですが、有家史談会からの選出が多いようですが、その辺の説明をお願いします。

文化財課長

確かに、偏った選出になっており、以前からそのようなご意見もいただいております。審議会の中でも人選について協議をしておりますが、昨年はコロナの影響で会議が開催出来ず、人選の協議があまり出来なかったのが現状です。市内には口之津史談会もありますし、そちらからもお願いするような話にもなっておりますので、来年度中には人選の話も進めて行きたいと考えております。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第15号」及び「議案第16号」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」及び「議案第16号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、議案第17号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題といたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育次長 議案第17号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

(南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧により説明)

以上で、議案第17号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第17号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第17号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長 次に、報告第2号「学校歯科医の変更について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 報告第2号「学校歯科医の変更について」を説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校歯科医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

次ページの令和3年度南島原市小学校・中学校歯科医名簿をご覧ください。

今回の変更にあたっては、島原南高歯科医師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、

西有家小学校学校歯科医前任の入江敏章先生が、3月7日ご逝去されております。改めてご冥福を申し上げます。

後任として、入江俊英先生【イリエ歯科クリニック】に変更となります。

以上、ご報告いたします。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようです。

「報告第2号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次に、報告第3号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長 「報告第3号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するもので

ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

### 日程 第6 その他

松本教育長  
松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、4月27日、水曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

松本教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長

(前回説明の訂正(当初予算)について)

(自転車歩行者専用道路利用における児童生徒の安全対策について)

(新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の状況、予防接種等について)

生涯学習課長代理

(セミナーヨ版画展審査結果等について)

世界遺産推進室長

(鈴木秀三郎コレクション図録について)

松本教育長

他にございませんか

特にないようですので、以上で第3号の「その他」を終わります。

### 日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 16時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員